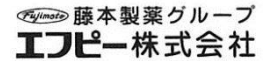


2020年3月27日

お得意先 各位



「エフピーOD錠2.5」の覚醒剤取締法の一部改正に伴う取扱いの変更について

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社製品につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正する法律」が、2019年12月4日に公布され、同法第4条の規定により、覚せい剤取締法の一部が改正されました。これに関連し「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」が2020年2月13日に公布され、その改正内容に関する通知が2020年3月3日に発出されました。併せて、本改正の施行期日を2020年4月1日とする旨の政令が公布されました。

これらの改正により、医薬品覚醒剤原料である「エフピーOD錠2.5」についての取扱いが変更となりましたので、ご案内申し上げます。主な変更内容については下記に記載致しますが、詳細は「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き」（令和2年3月 厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課）をご確認ください。

また、今回の改正を患者様にお知らせするための患者向け資料を作成しておりますので、弊社医薬情報担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。同資料は弊社ホームページにも掲載しておりますので、ご入用の際はお手数ですが印刷してご使用ください。

今後とも弊社製品につきまして、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【施行日】 2020年4月1日

【主な変更内容】

1. 厚生労働大臣の許可を受けた場合は、医薬品である覚醒剤原料を自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入することが可能となりました。
2. 医師等が交付し、又は薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料（「調剤済医薬品覚醒剤原料」という）は、施用する必要がなくなった場合に、病院・薬局等に返却することが可能となりました。病院等に返却する場合は、譲り受けた病院等以外の病院等への返却はできませんが、薬局に返却を行う場合は、返却先の薬局に制限は設けられていません。
3. 帳簿の作成が義務づけられました。

以上

問い合わせ先 : 藤本製薬グループ エフピー株式会社 医薬学術部

TEL : 0120-545-427

《受付時間》9:00~17:00（土日祝・弊社休日を除く）